## 随意契約結果書

| 物品等の名称<br>及び数量                           | 令和5年度 一般国道3号黒崎バイパス黒崎西ランプ(仮称)の整備に伴う鹿児島線黒崎・陣原間26k200m付近の跨線橋新設工            |
|--|---|
| 契約担当官等の<br>氏名並びにその<br>所属する部局の<br>名称及び所在地 | 支出負担行為担当官<br>九州地方整備局長<br>藤巻 浩之<br>〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎7階 |
| 契約締結日                                    | 令和 5年 4月 3日   |
| 契約の相手方の<br>氏名及び住所                        | 日本貨物鉄道株式会社九州支社  |
| 契約金額<br>(消費税及び地<br>方消費税含む)               | ¥21,719,000- (月額)   |
| 予定価格<br>(消費税及び地<br>方消費税含む)               | ¥ 0 一 (月額)  |
| 随意契約による<br>こととした理由                       | 別紙のとおり  |
| 備   考                                    |   |

## 随意契約理由書

1. 件 名 等 一般国道 3 号黒崎バイパス黒崎西ランプ (仮称) の整備に伴 う鹿児島線黒崎・陣原間26k200m付近の跨線橋新設工事

2. 履 行 場 所 福岡県北九州市八幡西区黒崎城石

3. 随意契約の相手方 名称:日本貨物鉄道株式会社 九州支社

住所:北九州市小倉北区室町三丁目2番57号

4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び 予算決算及び会計令第102条の4第3号

5. 当該工事の目的・内容及び随意契約に付する理由

1) 随意契約に付する理由

国工事の施工にあたって、日本貨物鉄道(株)九州支社の物件が支障となり、移設及び撤去の必要があるが、軌道上での施工が必要となるため、施工においては鉄道運行に支障を及ぼしてはならず、常に安全かつ正確な施工が求められる。

このため、万が一軌道に対し、何らかの変状等をきたした場合、若しくは 事故等が発生した場合に、緊急かつ特別な措置を講ずる必要がある。

また、夜間施工時においては、き電停止を行う等、運行管理上の措置と密接な連携をとりながらの施工が求められる。さらに、安全保安上の各種対策等を総合的に講ずる必要がある。

以上のことから、本工事の施工にあたって必要な知識・経験・技術力を十分に有しており、的確で円滑に工事を遂行するためには、日本貨物鉄道

(株) 九州支社が唯一の契約相手と判断するものである。

このため、本工事は会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、日本貨物鉄道鉄道(株)九州支社と随意契約を行うものである。

(随意契約理由書作成者) 道路部 道路工事課長